



昭和町告示第 22 号

昭和農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和8年3月24日

昭和町長 塩 澤



農用地利用計画の縦覧場所

昭和町役場 環境経済課 中巨摩郡昭和町押越542番地2